

(問 29) 経過措置該当者が他の同種施設への入所を希望している場合、新たに支援費の支給申請が必要となるのか。

経過措置該当者が他の同種施設への入所を希望している場合には支援費支給申請が必要である。

(問 30) 現在措置されている施設以外への入所及び通所を希望する者及び現在施設へ措置されていて今後居宅サービスの利用を希望する者については、経過措置規定は適用されず、平成15年4月1日から利用できるようにするためにには、平成14度中に支援費の支給決定事務を行うことが必要と考えるが、如何。

お見込みのとおり。

(問 31) 既存の知的障害者授産施設（通所）が、平成15年4月1日付で新たに分場を設置し、同日付で、それまで本体施設に在籍していた旧措置者を分場に振り分けた場合、その取扱いはどのようになるのか。

支援費の支給申請を行う必要はない。

(11) その他

(問 32) 市町村における支給決定事務を福祉事務所長に委任することについて、児童福祉法第32条第2項に根拠規定があるが、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法にはこうした規定が見当たらない。これは、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく事務委任ができないということなのか。できない場合、市町村において事務委任規則等で定めればできるのか。

地方自治法第153条第2項により、事務委任することは可能である。

(問33) サービス提供実績記録票の利用者確認について、申請を「代行者」や「代理人」が行っている場合には、誰が自署又は押印を行うのか。

利用者本人が行う。ただし、本人が自署又は押印することが困難な場合においては、家族等本人が信頼できる者が確認行為を代行する等の方法が考えられる。

(問34) 居宅介護、デイサービス以外の居宅生活支援及び施設訓練等支援に係る契約情報（開始・解除、入所・退所）の市町村への報告は、どのように行うのか。

短期入所については、サービス提供前に契約内容を確定し、市町村へ報告することには馴染まない。サービス提供後、受給者証の事業者記入欄にその実績を記載することにより、利用状況を把握し、支給量に達した時点で事業者から市町村へ報告が行われることとなる。

また、グループホーム及び施設に係る契約情報については、文書により市町村に報告することが望ましい。

(問35) 施設入所者が入院した場合、入院による利用者負担額の日割り計算が行われるとすると、その日割りの状況が、支援費の請求時にしか把握できず、支給管理台帳との不合においては、明らかに食い違うこととなる。それを防ぐため、支援費の請求時までに契約内容報告のような「入院の報告」を行うことが必要ではないか。

施設入所者が入退院した場合、文書により施設から市町村に報告することが望ましい。

(問36) 市町村外へ転出した受給者に対しては、転出市町村が職権で支給決定の取消しを行うこととなるのか。

お見込みのとおり。

(問 3 7) 特例居宅生活支援費支給決定通知書（様式第 8 号）に、「不支給・減額支給の理由」欄があるが、減額して支給決定を行う場合として、どのようなものを想定しているのか。

申請内容に過誤がある場合、決定支給量を超えた特例居宅生活支援費の申請があつた場合などが想定される。

(問 3 8) 施設訓練等支援費支給決定と利用者負担額決定通知書が同一の様式とされているが、毎年の利用者負担の定期更新については、支給決定が既に行われていることから、利用者負担額の欄のみを記入して通知するのか。

様式第 2 号を参考として、これを変更することなどにより通知して差し支えない。

(問 3 9) 市区町村番号について、政令指定都市においては、「市」のコードと「行政区」のコードを有している。どちらを使用しても差し支えないか。

市町村の判断により、どちらを使用しても差し支えない。

(問 4 0) 援護の実施機関が福祉事務所となっている場合、総務省コードのみでは実施機関が特定できず、支援費の請求先が特定できなくなるため、福祉事務所コード（1 衔）を持つ必要があると考えるが如何。

市町村の判断により、福祉事務所コードを設定しても差し支えない。

(問41) モジュラス10の計算方法は、どのバージョンなのか。

- ① モジュラス10ウェイト2・1分割 (M10W21)
- ② モジュラス10ウェイト2・1
- ③ モジュラス10ウェイト3・1 (M10W31)

計算式を示して欲しい。

モジュラス10ウェイト2・1分割 (M10W21) である。

(問42) 支給決定の取消理由として、「支援費の支給の必要性がなくなったと認めるとき」とあるが、それには、支給決定を受けた者が死亡したことを確認できた場合や支給期間が満了した場合も含まれるのか。また、この取消通知は、職権により行われるものと解してよいか。

支給決定を受けた者が死亡した場合は、支給決定を取り消すこととなるが、支給期間が満了した場合は、支給決定を取り消す必要はない。

なお、取消は、職権により行うものである。

(問43) 基準該当居宅支援事業者については、各市町村で指定・登録することとなるが、この場合、都道府県への報告は必要ないのか。

市町村から都道府県へ報告することにより、都道府県において、基準該当事業者に係る情報を提供できる体制を整えることが望ましい。

(問44) 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第27条において、受給の手続き等を施行日以前においても行うことができるとされているが、その授権の範囲と効力について伺う。

① 事業者指定について

「指定その他の行為」として、公示、検査、指定の取消しができると解してよいか。

② 支給決定に係る異議申立てについて

支給決定の効力が発生するのは施行日であるが、決定に不服がある者は、施行日前であっても異議申立てが可能であると考える。この場合の異議申立期間は、通知を受け取った日の翌日から起算して60日間なのか、それとも支給決定の効力が発生するのが平成15年4月1日であることから、施行日の翌日から60日間なのか。

③ 契約締結の報告について

平成14年度第4四半期から受給者証が交付され、契約が締結されることとなるが、施行日前であっても、指定事業者・施設は契約内容報告書を市町村に通知することとなるのか。

①お見込みのとおり

②施行日前に支給決定を受けた者が不服申立を行う場合の申立期間については、支給決定の効力が発生するのが施行日であることから、平成15年4月1日の翌日の60日後となるものと考えられる。

③お見込みのとおり。

(問45) 支援費の額については、市町村がそれぞれ定め、各指定施設・事業者が地域ごとに率を乗じることとなっている。

指定施設・事業者としては、各市町村の支援費の額を知る必要があり、市町村は、各指定施設・事業者の級地区分を調べる必要がある。

支援費の額の伝達方法について、全国統一となるよう通知等を出す予定はあるか。

市町村から指定施設・事業者への支援費額の伝達方法については、受給者証交付時に、受給者に対して、支援費基準及び利用者負担基準を記載した文書を添付することとし、受給者は、サービス提供を受ける際に、指定施設・事業者に提示することとする。

また、級地区分については、支援費請求の際に、明細書に指定施設・事業所の級地区分を記載することで検討している。

(問46) 市町村が事業所を経営している場合、請求、支払行為は不要なため、利用者負担の徴収を行い、確定した支援費の代理受領額を通知することでよいか。

お見込みのとおり。

(問47) 旧措置入所者について、利用者負担額の通知は必要ないか。

旧措置入所者についても、既存の資料等に基づき、支援費における利用者負担基準により利用者負担額を決定することから、旧措置入所者に対して、利用者負担額の通知をする必要がある。

(問48) 指定施設にみなし単価適用の通知は必要か。

必要ない。

(問49) 今年度中に行う準備支給決定については、支援費支給決定より利用者負担額の決定が遅れることが想定されるため、今年度中の決定通知書については、参考様式の内容を踏まえ、支給決定通知書と利用者負担額決定通知書の2様式にわけて定めてよい。

決定通知書は、参考様式であり、市町村の判断により、修正し使用して差し支えない。

2 支給決定に関すること

(1) 支給決定の区分

(問50) 身体障害者デイサービスについて、支給決定の段階でⅠ（創作的活動のみではない場合）か、Ⅱ（創作的活動のみの場合）かは決めないで、支給決定して差し支えないか。

支給決定の段階で、利用者の意向等の勘案事項を勘案し、Ⅰ、Ⅱを決め、Ⅰの場合は入浴、給食について回数を決定することを想定している。なお、「Ⅰ〇〇日／月（入浴〇〇回、給食〇〇回）、Ⅱ〇〇日／月」というように、Ⅰ及びⅡの両者について、それぞれ決定することもあり得る。

(問51) デイサービスと宿泊を伴う短期入所の場合の送迎について、支給決定の際に回数を決定しないことだが、送迎加算が算定されるかどうかも決定しないのか。

算定されるかどうかも決定しない場合、支給量管理はどのように行うのか。

支給決定の際、送迎加算が算定されるかどうかを決定する必要は必ずしもなく、基本的には、利用者と事業者の合意により送迎サービスの利用が行われ、支援費の算定が行われることとなる。

支給量管理は、サービス提供実績記録票による実績の管理を行うこととなる。

(問52) 遅延性意識障害児（者）や重症心身障害児（者）が、医療機関以外の施設で短期入所を利用する場合の支給決定の取扱い如何。（遅延性・区分1）等と決定することによいか。

遅延性意識障害児（者）や重症心身障害児（者）が、医療機関以外の施設で短期入所を利用する場合も想定されるときは、お見込みのとおり、障害の程度による単価の区分の決定も併せて行われたい。

(問 5 3) 重複障害を有する児童が短期入所を利用する際、障害の程度による単価の区分の基準は、身体障害児のものか知的障害児のものどちらを当てはめるべきか。

身体障害と知的障害のどちらが主な障害であるか等、勘案事項を総合的に勘案し、必要に応じ児童相談所の意見を求め、どちらの区分の基準を当てはめるかを市町村において判断されたい。

(2) 勘案事項

(問 5 4) 内部障害者更生施設については、手帳を所持していない結核回復者の利用は従来どおりと考えてよいか。

従来の取扱い（「身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行について（昭和42年8月1日社更発第244号社会局長通知）」の第6の3）と同様として差し支えない。

（参考）身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行について（昭和42年8月1日社更発第244号社会局長通知）（抄）

第6の3 内部障害者更生施設は、身体障害者福祉法の施設として身体障害者福祉法にいう身体障害者を入所させることは勿論であるが、従来、結核回復者後保護施設又は生活保護法による更生施設として運営されていたものでることにかんがみ、さしあたり、従来の結核回復者後保護施設の入所資格を有する者についても、入所の措置をとって差し支えないこと。

(問 5 5) 平成14年9月6日付の事務連絡のQ & A問2の回答において、児童の移動介護の対象者について、「保護者が付き添うことができない場合」と記載されているが、具体的にはどんな場合か。

典型的には、疾病、出産、事故、災害等が想定されるが、個別の実情もあることから、保護者が付き添うことができない場合の理由について特に限定は設けないこととしている。

(問 5 6) 支援費制度担当課長会議資料（平成 14 年 9 月 12 日）P 177 の

①及び②の結果、同時に支給決定を受けている状態となりうるサービスはどれか。また、新たに、施設入所者が休日等に帰宅した際、居宅サービスの支給決定を受け、居宅サービスを利用することは可能となるのか。

以下のとおり。

- ① 在宅生活者：居宅介護、デイサービス、短期入所、通所による施設利用
- ② 知的障害者地域生活援助の入居者：居宅介護、デイサービス、通所による施設利用
- ③ 知的障害者通勤寮の入所者：通所による授産施設利用

ただし、知的障害者地域生活援助の入居者については、標記の会議資料に記載したとおり、バックアップ施設等の支援体制等があるため、基本的には短期入所の支給決定を受けられないが、当該支援体制等によっても適切なサービス利用が困難である場合等の特別な場合は、短期入所の支給決定を行って差し支えない。

なお、施設入所者は、

- ① 標記の会議資料に記載したとおり、施設が入所者に対し、二十四時間を通じて支援を行うものであること
- ② 居宅サービス利用を可能とした場合の帰宅中の施設訓練等支援費の取扱いをどうするかという問題があること

等から、従来と同様、居宅生活支援費の支給決定は受けられないものである。

(問 5 7) 聴き取り票の様式は、平成 14 年 10 月 11 日公布の告示の通りでなければならないか。

聞き取り票の様式を告示として定めている趣旨は、省令で定められた各チェック項目について、3つの選択肢を設け、これに 2 点、1 点、0 点の点数をつけることを基準として定めることであるため、このような趣旨に反しない範囲内において、様式のレイアウト変更等を行うことは差し支えない。

(問 5 8) 重複障害者の申請、支給決定はどのように取扱えばよいか。身体障害、知的障害両方の支給決定を行って差し支えないか。

どのような申請を行うかについては、市町村等において適切な情報提供、相談支援が行われることが期待されるが、最終的には当該障害者の判断によることとなる。また、市町村の支給決定は、勘案事項を適切に勘案して市町村の判断により行うこととなる。

したがって、設問の場合、身体障害、知的障害両方の支給決定を行うことは差し支えない。例えば、知的障害者デイサービスが足りない地域において、知的障害者地域生活援助とデイサービスを利用したいとの希望を持つ重複障害者が、知的障害者地域生活援助と身体障害者デイサービスの申請をし、市町村も、利用意向の具体的な内容、サービスの提供体制の整備の状況等を勘案して、両サービスの支給決定を行うことはあり得るものと考えている。

(3) 支給決定手続

(問59) 移動の介護（ガイドヘルパーの派遣）等について、支給量を超えてのサービス利用が緊急に必要となった場合、どうすればよいか。

支給量を超えたサービスの利用が必要と見込まれる場合は、支給量変更の申請を行い、市町村はこれに迅速に対応することが求められる。また、市町村が職権による支給量の変更を行うことも想定される。さらに、これらの場合に、緊急の事情が生じた当該月のみの支給量を変更するといった、特定の月に限定した支給量の設定も考えられるところであり、いずれの場合も、必要であると判断されるサービス利用に支障のないような事務処理が行われることが重要である。

なお、以上の場合、市町村は、居宅受給者証の提出を受け、その記載内容を見直して返還することとなるが、そのような時間がないときは、市町村がサービス提供事業者と利用者間の調整を行うことで、支給量管理、審査支払いに支障のないようにした上で、事後的に居宅受給者証の記載を見直すといった方法も考えられる。

(問60) 知的障害者グループホームの入居者が、3か月以上の入院が必要となつた場合又は入院期間が3か月以上となつた場合は、支給決定を取り消すこととなるのか。

施設と同様、原則支給決定を取り消すこととともに、近日中に退院が見込まれる場合等、支給決定の取消が適当でないと考えられる場合は、支給決定を取り消さないこととする。

(問 6 1) 遠方の施設に入所している者の支給決定に係る聴き取りを、他の市町村に委託することは可能か。

地方自治法第252条の14に基づく事務の委託は可能である。この場合、市町村間で十分に連携を図ること、対象となる申請者の理解を得るように努めることが望ましい。

(参考) 地方自治法

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2・3 (略)

(4) 支給期間

(問 6 2) 施設支援の場合、支給期間は3年以内とされているが、現在の身体障害者更生施設や知的障害者通勤寮等の入所期間を定めた通知を改正する予定はあるのか。

支援費制度への移行に伴い、現行の施設の入所期間についての記述は削除することとしている。

(5) 支給量

(問 6 3) 短期入所について、現行の「保護の期間は原則として7日以内」との取扱いはどうなるのか。

現行の、1回当たりの入所期間は連續して「7日以内」(ただし、やむを得ないものと認める場合は延長が可能)との取扱いは、支給量決定の際の参考になるものと考えている。